

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：

事業名	用水供給事業（上水道事業）		
事業開始年月日	平成9年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	京築地区水道企業団	職員数※（H19. 4. 1現在）	8名
構成団体名	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	113円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	4,708（H18）
累積欠損金（百万円）	0（H18）	利益剰余金又は積立金（百万円）	236（H18）
不良債務（百万円）	0（H18）	財政力指数※	0.65（H18）
資金不足比率（％）	0（H18）	実質公債費比率※（％）	13.2（H19）
		経常収支比率※（％）	92.3（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	京築地区水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 釜井健介
既存計画との関係	
公表の方法等	広報誌、ホームページ、議会報告（平成20年2月予定）
基本方針	責任水量制で限られた収入の中、職員数の削減、及び作業の外部委託等により、人件費の上昇、作業増等による年々上昇していくコストの圧縮を進め、安定して黒字経営を行ってきたが、引き続き、より良い職場環境を目指し、かつ安定的な黒字経営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	441			441
	補償金免除額	72			72
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	256			256

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	創設事業	441,067			441,067
合 計 (A)		441,067			441,067
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		441,067			441,067

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	創設事業	255,435			255,435
合 計 (A)		255,435			255,435
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		255,435			255,435

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	当企業団の供給料金は、発足当初は固定費及び変動費を見込んで責任水量制として料金を決定し198円/t（税抜）となった。そのため、構成団体の水道会計を圧迫していたが、固定費削減として構成団体からの派遣職員の削減により費用を圧縮し、平成15年度より188円/t（税抜）とトンあたり10円値下げしたが、会計を圧迫している状況に変わらない。また、福岡県にある水道企業団の供給料金の平均（当企業団分を除く）約107円（税抜：H18年現在）と比較しても、極めて高い水準である。これは、当企業団の送水予定量19,000 t/日の内、伊良原ダム建設の進捗の遅れにより、横瀬浄水場（送水量9,500 t/日）等が建設できない。現在、完成している耶馬溪ダムの放流水等を平成大堰から取水（10,000t/日）をし、湯の川内浄水場から9,500 t/日と本来の1/2の送水量の収入で賄っているのが大きな原因の一つである。また、現在稼働している施設の大半が19,000 t/日送水可能な施設であるため、その分の減価償却費や支払利息等費用が大きい（支出全体の約60%）。
経営課題	課 題 ① 供給料金の抑制 給水単価188円/tと高い水準で、構成団体の水道事業の経営を圧迫している。単価のうち、固定費である減価償却費の費用全体に占める割合は約33.4%（H17年度全国平均27.3%）、支払利息に関しては約24.7%（H17年度全国平均12.7%）で、全国平均に比べても、減価償却費で約6.1%、支払利息で約12.0%も高く、3条支出の大半を占めているにも拘らず、任意に減らす手立ては無く、供給料金の大幅な値下げが難しい状況である。
	課 題 ② 大規模工事の実施に伴う事業費の大幅な増加 伊良原ダム建設事業の本格着工（H29年度完成予定）、横瀬浄水場建設（H23年度～H24年度）等大規模な事業が予定されており、当企業団、各構成団体の大幅な支出の増加が見込まれる。
	課 題 ③ 施設の維持管理 湯の川内浄水場が稼働して約10年になるが、電気・機械設備の故障が目立ってきており、修繕費が増えつつあること。H18年度においては、初めて修繕引当金（約42,000千円）を取り崩すなど、約55,000千円の大規模修繕を行ったが、今後の大規模修繕に対応できる財源の確保が課題である。
	課 題 ④ 人件費の削減 事業内容を見直し、構成団体からの派遣職員を減員して、人件費の抑制に努めてきたが、現在職員数8名で運営を行っており、これ以上の人件費削減が難しい状況であること。
	課 題 ⑤ 施設の耐震化 現在、埋設している送水管は、耐震化構造ではない状況である。しかし、管を埋設してまだ約15年程しか経っておらず、また、耐震化にする費用に余裕がない。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	107.3	105.7	105.5	108.9	108.8	101.3	102.2	104.7	108.3	109.4	
総収支比率(法適用) (%)	105.5	105.6	105.9	110.0	103.8	102.5	103.3	105.6	108.6	109.6	
経常収支比率(法適用) (%)	107.4	106.3	106.1	110.0	109.1	102.5	103.3	105.6	108.6	109.6	
営業収支比率(法適用) (%)	153.3	151.2	148.9	154.4	151.7	135.5	134.1	134.6	134.3	133.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)			0.7	0.6	0.6	0.7	0.7			
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)				0.7	0.6	0.6	0.7	0.7		
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	26.5	29.9	42.2	34.8	44.6	27.6	14.2	17.1	33.9	33.3
	うち基準内繰入金 (%)	26.5	29.9	42.2	34.8	44.6	27.6	14.2	17.1	33.9	33.3
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定は、減価償却ベースによる。 ・過去の実績(H13年度決算)を基に物価の上昇率を1%上昇(人件費については0.5%上昇)させた。料金水準(他団体比較) ・平成15年度に料金改定を実施。料金は、伊良原ダム事業費、横瀬浄水場建設費等、算定をする上で未確定な部分が多いため、ダム事業費等確定した時点で、料金単価を算定する予定である。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源開発施設整備費事業及び水道広域化施設整備事業に係る国庫補助基本額の3分の1に相当する額。 ・基準外繰出を以下のおり見積もっている。具体的には、当初より企業団の構成団体より平成3年度～9年度まで事務費等負担金を繰入れていたが、平成17年度より新たに加入した旧犀川町、旧勝山町(両団体とも現みやこ町)より、過去の実績を基に負担割合により5年間に分けて(2団体合計22,515,368円)新たに繰入れるもの。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・伊良原ダム建設負担金(H29年度まで) ・横瀬浄水場建設(H23年度～H24年度)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>ピーク時(平成12年)には職員数(派遣職員を含む)が13名だったが、業務内容見直し等により、派遣職員の減員を行い、現在、派遣職員1名、プロパー職員7名である。派遣職員は、原則2年交代であり、プロパー職員は50歳代前半2名、35歳以下が5名である。これから5年間で純減はない。(課題④)</p> <p>基本的に国に準拠した給与体系をとっている。</p> <p>調整手当(地域手当)の廃止、俸給表の改定等、国家公務員の給与構造改革に沿った見直しを行った。</p> <p>技能労務職員がいないため、該当なし。</p> <p>現在、退職時特昇、及び優遇措置に関する規定はない。</p> <p>福岡県市町村職員共済組合が示した負担割合に基づき、事業主負担を行っているが、福利厚生事業の内容公表については、検討中である。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>新規に建設する施設については、単なる目先の建設コスト削減だけでなく、後の維持管理費等のコストを抑えられるよう取り組んでいる。(課題②、課題⑤) 日頃から、電気設備・機械設備等の点検を行って、後になって大幅な修繕とならないように努めている。(課題③)</p> <p>浄水場の運転管理、水質検査、電気設備・機械設備の点検等あらゆる業務の外部委託を行って、コスト削減に努めている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	現在、当企業団は黒字経営ではあるが、給水単価188円/tと高い水準であり、構成団体の水道事業の経営を圧迫しているため、現在、これ以上の料金の引き上げを行う予定はない。（課題①）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	現在、予算書、決算書等企業団議会に報告しているが、将来的には、ホームページや各構成団体の広報誌等で公開する予定。 有識者で構成する再評価委員による事業再評価を、平成11年度より5年に1度行っている。
5 その他	公会計の整備・・・平成20年度以降、共同による研修等で取組予定。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	ピーク時（平成12年度）に職員数（派遣職員を含む）が13名だったが、事業内容の見直しや外部委託等、事業の効率化を図りながら派遣職員の減員を行った結果、現在は8名で運営している。人件費も、平成9年度には、約1億円であったが、平成18年度には約55,000千円程度と約45,000千円のコスト削減となった。今後は、浄水場建設等により、事業の増加が見込まれ、また、更なる水の安全性、供給の安定性を追求しなければならないが、経営の効率化を図っていき、極力人件費が抑えられるよう努めていく。（課題④）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	該当なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	過去、企業団発足時（平成2年度）より構成する団体から、用水供給を開始する平成9年度まで、事務費負担金（基準外繰出し）を徴収していた関係で、平成17年度に当企業団に加入した団体より、平成21年度まで事務費負担金を徴収するが、それ以降については、基準外繰出しは解消される。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・中期財政計画を立て、内部留保資金の有効活動を図るべく国債等の購入（計350,000千円）を行い、平成16年度～平成18年度にかけ、5,375千円の利息収入となった。 ・浄水場運転管理について、平成17年度までは、作業の継続性の観点から随意契約を行ってきたが、地方自治法施行令の改正に伴い、長期契約を締結することができる条例の制定（制度改革）を行い、随意契約から入札を行えるようになり、年約6百万円削減効果が出た。（課題①） ・送水管布設の際、浅埋設やみやこ町との送配水管共同布設工事を行うことにより、コスト削減を行う。（課題①）

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率		-5.1	-5.1	-5.1	-5.1								
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
4	その他(受取利息)			1	2	2								
	改善額			1	2	2	5							
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	84	83	76	62	55		59	60	61	62	63		
	改善額			7	21	28	56	24	23	22	21	20	110	
	給与水準													
	改善額													
	職員削減による													
	改善額			7	21	28	56	24	23	22	21	20	110	
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0								
1	職員数(人)	11	11	10	9	8		8	8	8	8	8		
	増減数(人)			-1	-1	-1								
4	維持管理費等	30	29	29	29	23		17	17	17	17	17		
	改善額(適正化)		1	1	1	7	10	6	6	6	6	6	30	
4	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)				2	3	5	3					3	
	その他(起債繰上償還)													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	5,395	5,239	5,070	4,893	4,708		4,615	4,493	4,355	4,115	4,670		
	増減		-156	-169	-177	-185		-93	-122	-138	-240	555		
							計画前5年間改善額合計	76					改善額合計	143
													(参考) 補償金免除額	72

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	129	129	130	131	129	138	141	143	144	147
年間総有収水量(千m ³)	3,467.5	3,477.0	3,467.5	3,467.5	3,467.5	3,477.0	3,467.5	3,467.5	3,467.5	3,477.0
公称施設能力(m ³ /日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
1日最大配水量(m ³ /日)	9,974	10,079	10,052	9,858	9,950	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
最大稼働率(%)	99.7	100.8	100.5	98.6	99.5	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
供給単価(円/m ³)	198	189	188	185	186	186	186	188	188	188
給水原価(円/m ³)	185	178	178	170	171	183	182	179	174	172

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。